

令和2年度合志市経営方針

合志市政策推進本部において、総合計画第2次基本構想 第2期基本計画（計画期間：令和2年度から令和5年度）に基づき、令和2年度の取り組みについて、合志市の経営方針を決定しましたのでお知らせします。

この経営方針は、第2期基本計画の政策体系に基づく28の施策の課題や方針を基本として、行政内部における平成30年度の目標達成度と事務事業貢献度に関する評価、令和元年度の取り組み状況、並びに市議会及び市総合政策審議会における施策評価を踏まえ、第2期基本計画の初年度である令和2年度における施策別の取り組み方針を表しています。

また、令和2年度において、どの施策に力を入れ優先的に推進していくかについて、最重点施策及び重点施策を設定しています。

なお、取り組み実施については、国等の動向による状況の変化に適切に対応していきます。

施策の優先度評価

総合計画第2期基本計画の体系に基づく28施策について、最重点施策及び重点施策を以下のとおり設定しました。

なお、地方創生に関連する各種事業については、施策の優先度に関わらず全庁的な取り組みとして優先的に取り組むものとして位置づけます。

【最重点施策】

令和2年度において、他の施策との関連も含め、最も優先的に重点化し、さらに成果を向上させる必要があるとされた最重点施策は、次の3施策です。

- ⇒ **3 施策**
- ★財政の健全化
 - ★健康づくりの推進
 - ★防災対策の推進

【重点施策】

令和2年度において、他の施策に優先して取り組み、重点的に成果を向上させる必要があるとされた重点施策は、次の9施策です。

- ⇒ **9 施策**
- ☆市民参画によるまちづくりの推進
 - ☆行政改革の推進
 - ☆子育て支援の充実
 - ☆高齢者の自立と支援体制の充実
 - ☆義務教育の充実
 - ☆廃棄物の抑制とリサイクルの推進
 - ☆計画的な土地利用の推進
 - ☆農業の振興
 - ☆商工業の振興

令和2年度の施策別 取り組み方針

基本計画：政策Ⅰ

自治の健康

重点施策

施策① 市民参画によるまちづくりの推進

- ①市主催のイベントについて、多くの市民に参加してもらえるよう魅力ある企画と周知に努める。
- ②市民や地域への情報発信について、積極的で分かりやすい情報発信に努める。
- ③市民に市政への関心を持ってもらうため、行政から積極的に働きかけて地域座談会を開催する。
- ④行政区への加入促進を積極的に行う。

重点施策

施策② 行政改革の推進

- ①SDGsの考え方をふまえて、第2期基本計画の着実な推進に努める。
- ②効率的な行政運営のため、RPA・AIの導入を検討し市民サービスの向上に努める。
- ③行政改革大綱、集中改革プラン及び財政計画に基づき、効果的な行財政運営に努める。
- ④「職員人材育成基本方針」に基づき、各階層にあった職員研修や各種研修支援を実施し、主体性、積極性を持った職員の育成に努める。
- ⑤「公共施設等総合管理計画」に基づき作成した各個別施設計画の進行管理を行う。

最重点施策

施策③ 財政の健全化

- ①財政計画及び事務事業に基づく予算編成と、公共施設等総合管理計画等による効果的な施設の維持を行い歳出削減に努める。
- ②適正かつ公平な税務事務を行うとともに、ふるさと納税については企業版ふるさと納税制度をさらに活用するなど幅広い分野での自主財源の確保に努める。
- ③使用料及び手数料の適正な負担を図るため、各施設等の調査を行い見直しを行う。
- ④財政状況について、市民及び職員への分かりやすい広報・周知に努める。

重点施策**施策④ 子育て支援の充実**

- ①第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいた各種施策を推進するとともに、保育施設や学童クラブ施設の整備を進める。
- ②児童虐待等の予防や早期発見のために、地域の家族見守りサポーターの育成や児童相談所等関係機関との連携の強化に努め、引き続き、相談窓口としての「女性・子ども支援課」の周知・充実を図る。
- ③地域学校協働活動をさらに推進し、地域と学校が一体となって子どもたちを見守り、育む体制を充実する。
- ④熊本県ひとり親家庭等自立促進計画に基づいた子どもの貧困対策を支援する。

最重点施策**施策⑤ 健康づくりの推進**

- ①健康づくりに必要な「運動・食・健康診断」をスローガンに啓発を行い、市民の意識の向上に努める。
- ②特定健診受診率向上のための取り組みを強化し、特定保健指導を充実させることにより、生活習慣病の発生予防と重症化予防に努める。
- ③脳活生き教室の実施や認知症啓発講演会”を開催し、認知症予防を市民に啓発する。
- ④KDB(国保データベース)や検(健)診のデータ等を活用することにより市民の健康状況・疾病傾向を把握し、健康寿命の延伸に努める。

施策⑥ 社会福祉の推進

- ①「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会をはじめ民生・児童委員や関係機関、ボランティア団体等と連携してサロンや交流活動等の地域福祉活動を推進するとともに、地域の支え合いの意識向上と地域包括ケアシステムの構築に努める。
- ②地域福祉活動の推進に併せて、地域における各種サポーター等の人材育成と民生・児童委員等の地域団体の活動への相互理解を啓発・推進する。
- ③生活困窮世帯や悩みを抱える世帯の相談・支援に対して、安心サポート合志や関係課、関係機関と連携した包括的な支援体制の構築に努める。
- ④避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を活用した自治会や民生委員、自治消防組織等が連携した自主的な防災・減災に備えた取り組みを推進する。

重点施策**施策⑦ 高齢者の自立と支援体制の充実**

- ①単位老人クラブや老人クラブ連合会と連携し、活動の周知を強化するなど会員増加に努め、高齢者の地域・社会活動への参加を促し、生きがいづくりや介護予防の普及啓発を推進する。
- ②一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者やその家族からの相談等に対して、迅速な対応が行えるよう、地域包括支援センターの機能強化を図る。併せて民

生委員をはじめとする地域の人材及び関係機関と連携した見守り支援体制づくりに努める。

- ③高齢者の利用ニーズに応じた地域資源の開拓や、介護予防を目的とした生活圏域での通いの場の充実を図る。また、運営するスタッフの人材育成に努め、生活支援サービスを提供できる仕組みづくりを推進する。
- ④基本チェックリストを活用し、運動機能低下や認知機能低下の疑いがある高齢者の早期発見に努め、総合事業などの適切な介護予防対策につなげることで、高齢者が要介護状態にならないように努める。

施策 **8** 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

- ①「第5期合志市障がい福祉計画・第1期合志市障がい児福祉計画」に掲げる目標を実現するため、菊池圏域地域自立支援協議会の各部会（子ども部会・サービス部会・生活支援部会・相談支援部会）を活用しながら、障害者福祉施設と連携し、障がい者が抱える課題の早期解決に努める。
- ②障がい者の社会参加を支援するために、就労系サービスの積極的な利用を推進し、一般就労に結びつけることができるように努める。そのために相談支援事業所、サービス提供事業者等と連携し、適切なサービス提供体制を確保する。
- ③障がい者の自立した在宅生活を支援するために、訪問系サービスや各種補装具費の支給、地域生活支援事業等の充実にも努める。また、経済的支援を行うため各種手当の支給、医療費の助成等を行う。

重点施策

施策⑨ 義務教育の充実

- ①小中一貫教育については、令和2年度から全面実施となり、中学校区における教育の充実を図るため、中学校区学校運営協議会において、学校間や地域との連携・協働の取り組みを推進する。
- ②教職員の指導力の向上に努め、一人一人の児童生徒に応じた指導を充実させ、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい心身」を育成するための授業の工夫に努める。
- ③不登校や不登校傾向、いじめ等の児童生徒を早期に発見し、学校全体として情報を共有し、適切な対応に取り組む。
- ④教職員の多忙感の軽減を図るとともに、一層効果的な指導を目指し、ICT教育環境の充実を図る。
- ⑤安心・安全な給食を、安定的に提供する。
- ⑥教育施設の計画的な整備に努める。また、新設校においては、令和3年4月開校を目指し、準備を進める。

施策⑩ 生涯学習の推進

- ①生涯学習施設の適正な維持管理に努めるとともに、指定管理者制度の活用など公民連携した管理運営体制について具体的に取り組む。
- ②各種講座や教室等については、市民ニーズを的確に把握するとともに、民間ノウハウを活用するなど内容の充実を図る。また、効果的な広報を実施し、市民が参加しやすい環境づくりに取り組む。
- ③地域コミュニティ活動（栄コミュニティ、地域学校協働活動）の推進を図るとともに、人材の育成および確保に努める。

施策⑪ 生涯スポーツの推進

- ①健康づくりのためのスポーツやレクリエーション活動等については、市民ニーズを的確に把握するとともに、民間ノウハウを活用するなど教室・講座・運動メニュー等、内容の充実を図る。また、効果的な広報を実施し、市民が参加しやすい環境づくりに取り組む。
- ②スポーツ推進員と連携し、スポーツ活動の活性化を図るとともに、生涯スポーツ団体の支援及び指導者の育成・人材確保に努める。
- ③公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な施設管理を行う。また、小学校部活動の社会体育移行に伴う施設面の課題を抽出し、整備を検討する。

施策⑫ 人権が尊重される社会づくり

- ①「部落差別解消推進法」「ハンセン病問題基本法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」等に基づき、国・他自治体・各種団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進する。
- ②「部落差別等をなくし人権を守る条例」、「人権教育・啓発基本計画」等に基づき、社会の情勢を踏まえ、インターネットによる人権侵害やLGBT等の新たな人権問題の解消

- も目指すため、あらゆる機会を通した効果的な人権教育・啓発を推進する。
- ③市民の声を反映した人権教育・啓発イベントの実施、広報等による啓発教育資料配布等を行い、市民参画の人権教育・啓発を推進する。
 - ④「第3次男女共同参画推進行動計画」に基づき、男女共同参画の実現に努める。

施策 **13** 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

- ①郷土愛の醸成に資するため、市の歴史・伝統・文化財等をより身近に感じ、更に関心を持たれるような環境整備と情報発信に努める。
- ②歴史・伝統・文化財施設の保存・維持管理を適正に行い、市民及び市外への分かりやすい周知啓発の工夫に努める。
- ③歴史資料館では図書館及びマンガミュージアムとの連携や内容充実を図り、合志市の歴史・伝統・文化の魅力を引き出す工夫を行う。
- ④小中学生の学習の場や一般成人向けに親しめる機会の提供に努めるとともに、伝統文化や郷土芸能などを継承するための後継者育成を支援する。

施策 14 危機管理対策の推進

- ①国民保護計画に基づき情報収集、情報発信に努めるとともに各種緊急事態に対応した避難行動パターン等を策定する。
- ②引き続き新型インフルエンザや新たな健康危機管理に対応できる体制づくりをさらに進める。

最重点施策**施策 15 防災対策の推進**

- ①引き続き防災士の養成を行い、行政区・自主防災組織との連携を進める。また、防災出前講座等を通じ市民の防災意識の向上に努める。
- ②各行政区の第一避難所となる地区公民館等の耐震診断を計画的に行う。
- ③地区防災計画に基づいた防災訓練を実施し、計画書の見直し等を進める。
- ④指定避難所の運営体制について行政区・自主防災組織との協議を進める。
- ⑤高齢者や障がい者への避難支援体制を整備し、支援制度を周知する。

施策 16 交通安全対策の推進

- ①必要に応じた交通安全施設等の新設・維持管理を行い安全性の向上に努める。
- ②市内交通環境の変化を捉え、改善に向けて関係課及び警察署と連携する。
- ③免許返納制度についての周知と高齢者や子どもの事故防止に向けた啓発を行う。

施策 17 防犯対策の推進

- ①防犯灯、見守りカメラの設置を行い犯罪防止の為の環境を整備する。
- ②各家庭、地域での防犯に対する意識の高揚を図るとともに、地域防犯団体のネットワークを整備する。
- ③消費生活センターにおける相談事業、啓発や出前講座などの取り組みを行い、高齢者の犯罪被害防止に努める。

施策 18 住環境の充実

- ①復興まちづくり計画に基づいた、身近で安心・安全な公園の整備や維持管理を行う。
- ②空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会などを実施し、未然防止対策に取り組むとともに、特定空家を認定し、危険特定空家対策に努める。
- ③住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備や適正な維持管理を行う。
- ④豪雨による浸水被害の軽減を行うため、調整池や雨水幹線管渠の適切な点検・維持管理を行うとともに、今後の土地利用転換を見据えた雨水排水対策について計画的に進める。
- ⑤竹林等整備の支援及び周知を継続して行う。

施策 19 水環境の保全

- ① 広報紙やホームページを活用し、市民・企業への節水への取り組みなど意識の高揚を図る。
- ② 地下水採取者(個人・企業)に対して、水資源の水質保全や維持のため、水質検査の時などに節水や地下水涵養の啓発を行う。
- ③ 地下水涵養の一環として、雨水タンクの補助制度の周知に努める。

施策 20 水の安定供給と排水の浄化

- ① 市民に安全で良質な水道水を供給するため、定期的な水質検査を実施し、施設の適切な維持管理を行う。
- ② 水道施設の老朽化対策及び耐震化推進のため、経営戦略等の各種計画に基づき、計画的な施設の統廃合と管路更新に取り組む。また、計画的に漏水調査を行い有収率の向上に努め、経営基盤の強化を図る。
- ③ 下水道においては、快適な生活環境の提供と排水の浄化を安定的に持続するため、下水道事業経営戦略に基づき適正な下水道使用料に段階的に改定し、引き続き経営基盤の強化を図る。
- ④ 下水道施設の計画的な更新と広域化によって不用となった施設の適正な処分を行う。
- ⑤ 下水道処理場を適正に管理し、放流水の水質基準を遵守する。

重点施策

施策 21 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

- ① ごみステーションごとにごみ量を集計する「ごみの見える化」の周知や3キリ運動等の啓発、事業所へのごみ減量の指導等を行い、ごみの減量化に努める。
- ② 資源物回収団体が無い自治会に対し引き続き設立依頼を行う。
- ③ 市民のごみ出しルールの理解を深めるために、環境美化推進員と連携し進める。
- ④ 新環境工場稼働に合わせて組合構成自治体とごみ袋料金改定について検討を進める。

施策 22 地球温暖化防止対策の推進

- ① 地球温暖化防止実行計画に基づいた取り組みを進める。
- ② 公共施設のLED化を推進し、省電力化を行いCO2の削減に取り組む。
- ③ レジ袋の削減のため、マイバック活用の啓発及びレジ袋有料化を推進する。

重点施策

施策 23 計画的な土地利用の推進

- ①総合計画、復興まちづくり計画や都市計画マスタープラン等の各計画に基づき、地域のバランスを考慮した計画的な土地利用について官民連携により推進する。
- ②都市計画マスタープラン、重点区域土地利用計画との整合を図りながら農業振興地域指定の見直しを必要に応じ行う。
- ③国県有地の有効活用や土地利用に関する規制緩和を国や県に対し要望する。

施策 24 計画的な道路の整備

- ①「重点区域土地利用計画」に基づく道路網の整備に努めるとともに、市内の渋滞状況等を把握し、対応策を検討する。
- ②地域高規格道路の早期完成に向けた要望活動を行うとともに、国道387号及び県道大津西合志線の4車線化と交通流動の変化に対応した市内県道網の再編と渋滞解消に向けて国・県との協議を引き続き行う。
- ③新設小中学校をはじめとする通学路の整備に努めるとともに、必要に応じた安全対策を進める。
- ④「橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装維持管理計画」に基づき、適正な維持管理に努める。

施策 25 公共交通の充実

- ①合志市地域公共交通網形成計画再編実施計画に基づくコミュニティ交通の運行について、着実な実施に努める。
- ②コミュニティ交通路線の再編実施に伴い、市民が利用しやすいよう周知の徹底を図る。
- ③持続可能なコミュニティ交通のあり方を検討する。

重点施策**施策 26 農業の振興**

- ①地域の農業を支えていく担い手が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を進めていくため、地域での話し合いが活性化するように努める。
- ②各地域営農組合、機械作業受託組合の統合を推進し、新たな農事組合法人を立ち上げ農業経営を支援する。
- ③地域の農商工団体及び企業と連携した協議会と連携した農業や六次産業化を推進する。

重点施策**施策 27 商工業の振興**

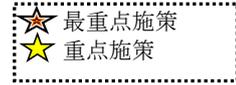
- ①中小企業等振興基本条例に基づき、商工会、企業等連絡協議会等と連携を図り、地域循環型経済の取り組みを引き続き進め、新しい取り組みを検討する。
- ②国・県・商工会・クラッシェンこうし・こうし未来研究所・企業等連絡協議会・包括連携協定各団体等との連携を強化し、中小企業の活性化支援と合わせて、金融機関とも連携し創業及び事業承継支援を行う。
- ③包括連携協定各団体等と連携し、合志ブランドの開発を進めるとともに、商品のPR、販売に努める。

施策 28 企業誘致の促進と働く場の確保

- ①企業の進出に対し支障となっている土地利用等の規制緩和を強く国・県に要望していく。
- ②地元の雇用促進と税収確保のため、工業団地整備及び交通インフラ整備に合わせた企業誘致施策に取り組む。
- ③地域未来投資促進法を活用した企業誘致等を積極的に進める。
- ④既設工業団地の環境整備に引き続き努める。
- ⑤国・県の支援機関等と連携し人材マッチング等を支援する。

合志市総合計画【施策体系表】

※令和2年度最重点施策・重点施策関係表



将来都市像

政策名

施策名

元気・活力・創造のまち
健康都市づくり

政策名	施策名
I 自治の健康	★ 1 市民参画によるまちづくりの推進
	★ 2 行政改革の推進
	★ 3 財政の健全化
II 福祉の健康	★ 4 子育て支援の充実
	★ 5 健康づくりの推進
	6 社会福祉の推進
	★ 7 高齢者の自立と支援体制の充実
III 教育の健康	★ 9 義務教育の充実
	10 生涯学習の推進
	11 生涯スポーツの推進
	12 人権が尊重される社会づくり
	13 歴史・伝統文化を活かした郷土愛の醸成
IV 生活環境の健康	14 危機管理対策の推進
	★ 15 防災対策の推進
	16 交通安全対策の推進
	17 防犯対策の推進
	18 住環境の充実
	19 水環境の保全
	20 水の安定供給と排水の浄化
	★ 21 廃棄物の抑制とリサイクルの推進
	22 地球温暖化防止対策の推進
V 都市基盤の健康	★ 23 計画的な土地利用の推進
	24 計画的な道路の整備
	25 公共交通の充実
VI 産業の健康	★ 26 農業の振興
	★ 27 商工業の振興
	28 企業誘致の促進と働く場の確保